

湘南校舎厚生棟使用規則

(目的)

第1条 この規則は、湘南校舎厚生棟(以下「本施設」という。)を本学の学生が、課外活動及び自治活動のために使用する場合の基本的事項を定めることを目的とする。

(手続き)

第2条 本施設の2階～4階及び屋上を使用する個人又は団体は、事前に教育支援課に「活動許可願」及び「施設借用許可願」を提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

(取り消し)

第3条 大学学生委員長又は学生部長は、本学の運営上必要と認めた場合又は使用が不適切と判断した場合、本施設の使用許可を取り消すことができる。

(使用時間)

第4条 本施設の使用時間は午前9時から午後9時までとする。

2 やむを得ない事情により、前項に定めた時間外に使用する場合は、あらかじめ大学学生委員長又は学生部長の許可を得なければならない。

(損壊・破損)

第5条 本施設を使用する個人又は団体が施設、設備、備品等を損壊・破損した場合は、当該団体の責任者が修理又は弁償するものとする。ただし、不可抗力によるものと認められた場合は、この限りではない。

(整備、清掃)

第6条 本施設を使用する個人又は団体は、良好なる保健、衛生状態を維持するため、次の通り整備、清掃を行わなければならない。ただし、共同使用する箇所の整備、清掃は、本学が委託した業者が行うものとする。

(1) 個人が使用する部屋の整備、清掃は、当該個人の責任において行う。

(2) 団体が使用する部室の整備、清掃は、当該団体の責任において行う。

(火気)

第7条 本施設内における火気の使用は、一切認めないものとする。

2 本施設内における喫煙は、所定の場所以外では禁止する。

(遵守事項)

第8条 本施設を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 本施設内においては、規律と清潔を重んじること。

(2) 棄物は、責任を持って所定の場所に処理すること。

(3) 施設、設備及び備品は、大切に扱うよう心掛けること。

(学外者)

第9条 学外者が許可なく本施設へ立ち入ることは、これを禁止する。

(宿泊)

第10条 本施設内での宿泊は、これを禁止する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。